

奈良工業高等専門学校不動産取扱規程

平成16年4月1日制定

(目的)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構奈良工業高等専門学校の不動産（以下「不動産」という。）の管理及び処分に関する事務の取扱いについては、他の法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、独立行政法人国立高等専門学校機構不動産管理規則（平成16年規則第38号。以下「規則」という。）及びこの規程の定めるところによる。

(不動産の総括責任者及び管理機関)

第2条 校長は不動産の管理を総括し、不動産の管理に関する事務を掌る者として、不動産管理役を置き、事務部長をもって充てる。

(不動産の監守)

第3条 不動産管理役は、不動産監守者（以下「監守者」という。）を定め、その所属する不動産を監守させなければならない。

2 不動産管理役は、不動産補助監守者（以下「補助監守者」という。）を定め、当該監守者の事務を補助させなければならない。

3 監守者及び補助監守者は別に定める。

(不動産の監守計画)

第4条 不動産管理役は、不動産の監守について区分、種目、位置、面積、建物等の構造及び配置状況、監守の事務に従事する教職員の数、学寮及び職員宿舎の位置等を勘案し、監守区域、火災防止の措置その他監守の方法等を明らかにした監守計画を別に定めなければならない。

(監守者の責務)

第5条 監守者は、不動産管理役の指揮監督を受け、その担当する不動産の監守に関し次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 不動産の利用状況の点検
- 二 火気使用の箇所及びその周辺の火災防止措置の徹底
- 三 化学実験室、燃料庫等における危険薬品、燃料等の管理状況の点検
- 四 電気及びガス器具の管理状況の点検
- 五 消火器具の点検
- 六 防火用水の点検
- 七 避雷装置の点検
- 八 屋根及び樋の毀損状況の点検
- 九 排水施設の点検
- 十 土地の境界標その他標識類の点検

十一 その他監守上必要と認める事項

(監守者の報告)

第6条 監守者は、その担当する不動産について異常を認めるときは、直ちに不動産管理役に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行に伴い、奈良工業高等専門学校国有財産取扱内規（昭和42年4月1日制定）は廃止する。